





# 第 40 号

発行所:関東信越税理士政治連盟 〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14F TEL 048 (643) 1661 FAX 048 (643) 1475 

 発行責任者:会
 長 井 部 俊 一

 編集責任者:広報委員長 栁 澤 彰

 【h t t p://www.kanzeisei.jp/】



秩父ミューズパークからの雲海夜景

# 写真説明

秩父は小さな街ですが、美の山公園から見る、ほのぼのとした街明かりは日本夜景100選の一つです。また、盆地のため雲海ができやすく、都心から一番近い雲海スポットと言われています。近年は、雲海夜景が「死ぬまでに行きたい!世界の絶景」新日本編などの本に掲載され、ネットにも画像や動画のアップが多くなりました。これなら天候を気にせず楽しめます。

# 写真提供:田中健太

日《	
井部会長あいさつ	2
特別寄稿	3
平成31年度税制改正大綱	4
平成を振り返る	7
県税政連だより	9
関税政の動き	21



# 年頭あいさつ

# 税政連活動にご協力を!!

関東信越税理士政治連盟 会 長 井 部 俊

新年おめでとうございます。会員の皆様には 希望に満ちた、輝かしい新しい年をお迎えのこ とと思います。常日頃は関税政の活動にご理解、 ご協力をいただき誠にありがとうございます。 本年もどうぞよろしくお願いします。

今年は、7月には第25回参議院議員通常選挙 (ひょっとしたら衆議院とのダブル選挙?)、10 月には消費税の増税(複数税率適用)、と何か と騒がしい年になりそうな感じです。

先日発表された平成31年度の与党税制改正大 綱は消費税増税後に景気が失速しないよう各種 の減税策が並べられました。ただ対象は高額商 品が中心となり、幅広い層の暮らしを支える施 策は少ないようです。また、社会の変化を見据 えた抜本改革の具体化は手付かずとなり、目先 の対策に追われる経済運営を象徴する内容と なっています。

ただその中で気になったのが、政府与党が軽 減税率を導入するのに必要な1兆円の財源とし て「インボイス」(適格請求書) の導入に伴う 税収増(2000億円)を充てると見込んでいると いうことです。2023年からインボイスが導入さ れると、企業同士の取引ではインボイスを扱え る課税事業者が優先され、消費税納付が免除さ れてきた小規模事業者が課税事業者に切り替わ り納税額が増えると見込んでいるのです。

さて、関税政では、近年、「税理士による国会 議員後援会」の設立を積極的に進めております。

皆様ご存じのように、私たちが所属する税理 士会は税理士法に基づく特別民間法人であり、 政治活動が制限されています。そこで、政治資 金規正法に基づく団体、すなわち税理士政治連 盟(税政連)を設立し、あくまでも「税理士会 の要望を実現すること」を目的として活動して います。

そして、その目的を実現するために結成され

る組織が後援会であります。この後援会活動は 税政連活動の大きな柱であり、税理士制度や税 理士会の良き理解者を「国政の場」に送るため に結成されるものであります。

「税理士による国会議員後援会」の主な活動 例としては次のとおりであります。

- ○税制改正等に係る陳情
- ○議員主要行事への参加
- ○選挙活動(電話による投票依頼、事務所へ のポスター掲示等)
- ○国政報告会、定期総会等の開催
- ○所得税等確定申告期における税務支援視察 の設営、案内等

関税政では、平成31年1月1日現在で37人39 の現職国会議員の後援会があります。

ちなみに今年度設立された後援会は次のとおりです。

- ○平成30年4月12日 笹川博義後援会(群馬県3区)
- ○平成30年5月19日 塚田一郎後援会(参議院新潟県選挙区)
- ○平成30年8月25日 鷲尾英一郎後援会 (新潟県2区)
- ○平成30年 10月26日 高橋克法後援会 (参議院栃木県選挙区)

後援会活動への参加は一般会員が行う政治活 動の第一歩であります。ぜひ、今後は国政報告 会や定期総会等に積極的に参加し、国会議員の 生の声を聴いて、皆様の生の声を、税理士会の ために、国会議員に伝えていただきたいと思い ます。

結びに、会員の皆様にとって新年が「新しい 夢の実現!」となりますことをご祈念いたしま して、また関税政へのより一層のご理解、ご協 力をお願いいたしまして新年のあいさつとさせ ていただきます。



# 特別寄稿

# 財務省主税局等との意見交換 会について

長野県税理士政治連盟

会 長 百 瀬 征 男

長野県税政連と財務省主税局等との率直な意見交換が、末尾記載のとおり開催された。この会からは、税理士法第34条(調査の通知)におけるひらがな「あわせて」から漢字「併せて」への改正や、相続税基礎控除引下げに伴う事業用・居住用宅地における完全併用の改正などの実現のはずみとなっている。

9回目となる今回は「事業承継税制の窓口事務のあり方」と「土砂災害特別警戒区域における評価基準の創設」であった。

事業承継税制については、中企庁から平成31 年度改正において、認定申請時・各種報告時の 手続きを見直すことにより、制度の更なる活用 促進を図る旨の回答を得た。

土砂災害区域の評価基準については、国税庁からパブリックコメントを含め、特別警戒区域 (全国約38万区域) にある宅地評価を新設する 通達の一部改正案を公表する旨の回答を得た。

このほかの要望は次のとおりである。

- ○中小企業経営強化税制の運用に当たり、経営 力向上計画の認定期限が、事業年度末日まで とあるのを、設備取得の日から申告期限内の 認定を受けたものを含む、と改めるべきである。
- ○消費税軽減税率は、例えばファストフード店 において客の申出が適用税率を決める。この 申出が租税倫理の低下を招き、租税教育の崩 壊へと進む。よって複数税率は中止するべき である。
- ○「高額所得者には基礎控除を用意する必要はない」とした平成30年度改正は、配特・配偶者控除の不適用に続く改正であり、生存権の保障に違反する改正は取り消すべきである。

長野県税政連は、国会議員への陳情活動とともに、行政当局への要望活動を行っている。政省令通達の改正を求めるに当たり、税理士会の建議を実現する活動は欠かせない。当局においても課税実務の現状を知りうる機会を求めてい

る。回を重ねるごとに活発な意見交換がなされ、共により良きものを手にしたいと願っている。

記

日時

平成30年10月16日 (火) 午後1時~3時まで 場 所

衆議院第二議員会館 出席者

財務省主税局税制第一課

 石
 田
 良
 課長補佐

 日向寺
 裕芽子
 課長補佐

財務省主税局税制第二課

千 葉 高 弘 課長補佐 財務省主税局税制第三課

和 田 弘 之 課長補佐 国税庁課税部消費税軽減税率制度対応室

鈴 木 淳 企画専門官

国税庁課税部資産評価

字野沢 貴 司 企画専門官

中企庁事業環境部財務課

税制担当 清 水 哲 也 課長補佐事業承継担当 上 野 正 樹 課長補佐

日税政 渡邉輝男 幹事長

県税政役員23人



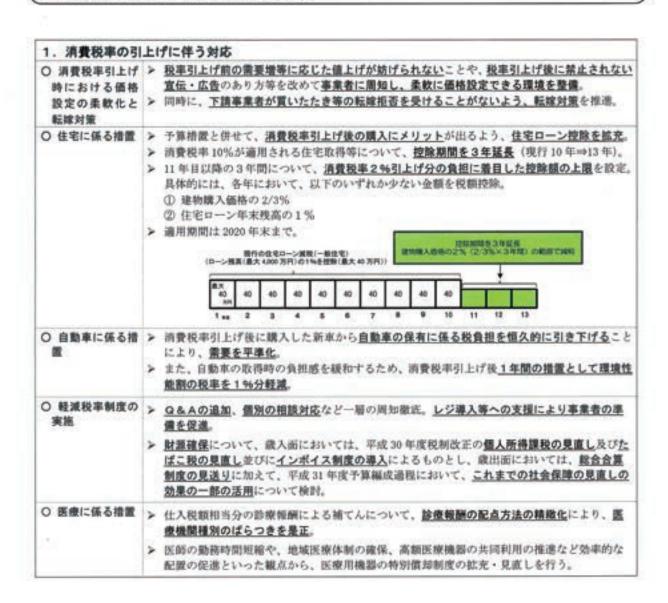
関

政

(出典 財務省)

# 平成 31 年度 与党税制改正大綱の概要

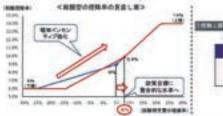
消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化に向けて、自動車と住宅に対する税制上の支援策等を講 ずる。また、デフレ脱却・経済再生を確実なものとするため、イノベーションを促進するための研究開 発税制の見直しや、地方創生に資する措置等を講ずる。あわせて、経済活動の国際化・多様化等を踏ま えた国際課税の見直しや納税環境整備等を行う。

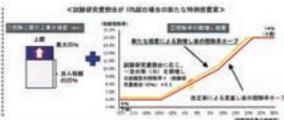


関

#### 2. デフレ脱却・経済再生、地方創生の推進

- 究開発税制の見 直し
- O イノベーション > 質の高い研究を後押しするとともに、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点か 研究開発税制の見直しを行う。
  - ホーブンイノベーション型について、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託 研究 🕆 等を対象に追加するとともに、控除上限を法人税額の 10%(現行:5%)に引き上 173.
    - (注) ①委託を受けて行う受託者の業務が試験研究に該当するもの、②委託者の試験研究が基礎研究・応用 研究又は受託者の知的財産権等を利用するものであること。などを満たす委託研究
    - (※)一定の研究開発型ベンチャー企業との共同研究・委託研究に係る税額控除率については、25%とする。
  - ② 総額型について、増加インセンティブ強化の観点から控除率を見直すとともに、研究開発 を行う一定のベンチャー企業 = の控除上限を法人税額の40% (現行:25%)に引上げる。 (注) 設立後10年以内で西期において翌期縁越欠損金を有する法人(大法人の子会社等を除く。)
  - ③ 高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の控除率を割増しする措置を 講じた上で、高水準型を総額型に統合する。





- 業承継に対する 支援
- 個人事業者の事 > 新たな個人事業者の事業承継税制を、10 年間の時限措置として創設(現行の事業用小規模宅地 特例との選択適用)。
  - ※ 事業用の土地、建物、機械等について、適用対象部分の課税価額の 100%に対応する相続 投・贈与投額を納税猶予。相談時に加え、生前贈与時も適用可能とする。
  - ※ 法人の事業承継税制に準じた事業継続要件の設定等により制度の適正性を確保。
  - > 現行の事業用小規模宅地特例について、相続前3年以内に事業の用に供された宅地を原則と して除外する適正化を実施。
- による設備投資 等の支援
- 中堅・中小企業 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業向け投資促進税制の延長等。
  - 地域未来投資促進税制について、高い付加価値創出に係る要件を満たす場合に特別償却率を 50% (現行:40%)、税額控除率を5% (現行:4%) に引上げるなどの見直し。
  - 中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえて事前防災を促進する観点から、事業継続 力強化計画(仮称)に基づく防災・減災設備への投資に係る特別償却制度の創設。
- 地方創生の推進
- 地域未来投資促進税制の拡充等 [再掲]
- 所有者不明土地の公的利用や空き家の発生抑制を進め、地域の宋利用不動産の有効活用を図る 観点から、譲渡所得に係る特例措置を拡充。
- 地域の特産品等の販売機会の増加、外国人旅行者の消費拡大を図る観点から、臨時の販売場 での免税販売を認める措置を講ずる。
- 〇 頻発する災害へ の対応
- 中小企業における防災・減災設備への投資に係る特別償却制度の創設[再掲]
- 保険会社等の異常危険準備金制度について、火災保険等に係る特例積立率を6%(現行: 5%) に引き上げる。

(6) 第40号 関 税 政 平成31年2月15日発行

#### 3. 車体課税

- > 自動車税の恒久減税(減収額:▲1,320億円程度)
  - 消費税率引上げ後に購入した新車から、小型自動車を中心に、自家用自動車(登録車)に係る自動車税の税率を 恒久的に引き下げる(例:660cc 超1,000cc 以下は▲4,500 円/年の引下げ)。
  - 税制抜本改革法以来の累次の大綱において懸案事項とされてきた事体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする。
- > 自動車重量税のエコカー減税の見直し (増収額: 270 億円程度)

政策インセンティブ機能の強化の観点から、<u>1回目車接持の軽減割合等を見直す</u>とともに、<u>2回目車接持の免税</u> 対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化。

# 地方税財源の補てん

自動車税の恒久減税により生じる地方税の減収のうち、地方税の見直しによる増収により確保できない分(800億円程度)について、異例の措置として、以下の措置により全額国費で補てん。

- エコカー減税の見直し(前述)
- 自動車重量税の譲与割合の段階的引上げ

現行 607/1000==平年度 (平成 47 (2035) 年度~) 490/1000

揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

#発曲視視率 48,600 円/k1 (現行) →68,300 円/k1 (平成 46 (2034) 年度~) ▲200 円/k1 地方#発曲視段率 5,200 円/k1 (現行) → 5,500 円/k1 (平成 46 (2034) 年度~) +300 円/k1

▶ 消費税率引上げ後1年間の措置として環境性能割の税率を1%分軽減。[再掲]

# 4. 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討

○ 個人所得課税の > <u>老後の生活等に備える資産形成</u>について

あり方

- ① 企業年金、個人年金の<u>年金税制</u>
- ② 貯蓄・投資、保険等の金融税制

が段階的に整備・拡充されてきたが、働き方が多様化する中、**働き方の違いによって税制支援が異なる**。各制度それぞれで限度額管理が行われているといった課題があり、詳制度のあり方について、諸外国の制度も参考に、包括的な見直しを進める。

#### ○ 相続税・贈与税 のあり方

- 相続税・贈与税 > 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し
  - ※ 教育資金については、受職者の所得要件設定や使途の見直し等を行う一方、30 歳以上の就 学継続には一定の配慮を行い、期限延長。
  - ※ 結婚・子育て資金については、**受難者の所得要件設定**を行い、期限延長。
  - 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討
    - ※ 高齢化の進展に伴い、いわゆる「老々相続」が課題となる中、生前贈与を促進する親点から、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める。
    - ※ こうした検討の進捗状況も踏まえ、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の必要性について、次の期限到来時に改めて見直しを行う。

# 5. 経済活動の国際化・電子化への対応と租税回避・脱税の効果的な抑制

- ▶ BEPS (税源浸食と利益移転) プロジェクトを踏まえ、企業実態にも配慮しつつ、海外への過大な利払いや無形 資産の移転を通じた租税回避に対してより効果的に対応。
  - ※ 過大支払利子投制:利子の損金算入限度額の算定方法の見直し等により、税源浸食リスクに応じて利子の損金算入制限を強化。
  - ※ 移転価格税制:独立企業関係格の算定方法として、予測キャッシュ・フロー等の割引現在価値を用いた方法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)を加えるとともに、一定の価値評価困難な無形資産の取引について実際の結果を勘案して取引価格の適切性を検証する仕組みを導入。
- ▶ 経済の電子化に伴う国際課税上の課題について、グローバルかつ長期的に持続可能な解決策を 2020 年までにとりまとめるべく、来年の G20 議長国として国際的な議論を主導。

# 6. 円滑・適正な納税のための環境整備

仮想通貨取引など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、利便性の高い納税環境を整備するとともに、高額・悪質な無申告者等の情報について、国税当局が仲介業者等に匿会する仕組みを整備。

# 平成を

# 振り返る

まもなく、30年続いた平成が幕を閉じる。大きな災害に何度も見舞われ、激動の時代であった。この30年を社会の動きと共に、2度にわたる税理士法大改正など税理士制度・税制の軌跡を振り返ってみたい。



関税政創刊号(平成12年4月1日)

	主な社会の動き	税理士制度・税制の軌跡	
平成元年 (1989年)	昭和天皇崩御、平成がスタート	消費税導入(税率3%)	
2年 (1990年)	東西ドイツ統一	商法改正法案が国会に提出。最低資本金額の引き上げなど※	
3年 (1991年)	バブル崩壊	建設省が不動産コンサルタント制度創設の報告書を公表。反対を表明※	
4年 (1992年)	天皇、初の中国訪問	税理士制度50周年記念式典がNHKホールで 開催	
5年 (1993年)	細川連立内閣誕生・55年体制の崩壊	青色申告特別控除35万円が適用開始(平成5 年分から)	
6年 (1994年)	村山内閣発足(自民党、社会党、さきがけの連立内閣)	相続税の延納税額についての物納の特例の創設	
7年	阪神・淡路大震災		
(1995年)	地下鉄サリン事件	に関する緊急要望書を提出	
8年 (1996年)	小選挙区比例代表並立制の導入	南九州会訴訟で最高裁判決	
9年 (1997年)	北海道拓殖銀行、山一證券破綻	消費税5%に	
		地方自治法改正で外部監査人の適格者に税理 士を明記※	
		自民党税理士制度改革推進議員連盟が結成	
10年 (1998年)	長野冬季オリンピック・パラリンピック開催	平成11年度税制改正大綱に税理士制度の見直 しを検討することが明記※	
11年 (1999年)	東海村JCO臨界事故	平成12年度税制改正大綱に税理士法改正の速 やかな実現を目指して検討をすすめることが 明記※	
12年 (2000年)	新500円硬貨発行	「関税政」創刊号発行(4月1日)	
		税理士制度改革推進議員連盟総会で「税理士 法改正要望項目 (15項目)」が決定※	
	有珠山・三宅島噴火	与党内に税理士制度に関するプロジェクト チームが設置	
13年 (2001年)	米同時多発テロ	公明党と日本税理士会連合会との政策懇話会 が結成	
		税理士法改正法が成立、6月1日公布	

関

	主な社会の動き	税理士制度・税制の軌跡	
14年 (2002年)	サッカー日韓ワールドカップ開催	商法改正で現物出資等の評価証明者に税理士 を明記※	
15年 (2003年)	イラク戦争勃発	公認会計士法の改正に関し資格取得制度(公認会計士の資格での税理士登録)の見直しを 訴える。	
16年 (2004年)	新潟県中越地震	e-Tax がスタート	
17年 (2005年)	クールビズ、スタート 小泉首相、衆議院を解散 (郵政解散)	- 会社法が成立 (会計参与制度が創設される)※	
18年 (2006年)	第1次安倍内閣発足	平成19年度税制改正大綱に、特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度の見直し(適用除外となる基準所得金額を800万円→1600万円に)が明記※	
19年 (2007年)	新潟県中越沖地震 世界同時株安	- 国税審判官に税理士が初めて登用	
20年 (2008年)	リーマン・ショック、世界的金融危機	政治資金規正法改正で登録政治資金監査人の 有資格者に税理士を明記※	
21年 (2009年)	民主党政権誕生	税理士法改正要望項目の再検討及び国会対策 の推進を開始	
22年 (2010年)	小惑星探査機「はやぶさ」帰還	特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止が実現(法人税法第35条)※	
	尖閣諸島中国漁船衝突事件	平成23年度税制改正大綱に税理士制度の見直 しが明記※	
23年 (2011年)	東日本大震災、福島原発事故	東日本大震災による災害関連の緊急税制改正等に関して提言及び緊急要望書の実現を訴える。 平成24年度税制改正大綱に、税理士制度の見直しに向けて検討を進めることがが明記※	
24年	東京スカイツリー開業	税理士法改正に関する要望書(平成25年度改 正要望項目(12項目))を各党議員連盟に対し	
(2012年)	第2次安倍内閣発足	要望	
25年 (2013年)	特定秘密保護法成立	平成25年度税制改正大綱に、税理士法の改正 を視野に入れてその見直しについて引き続き 検討を進めることがが明記※	
26年 (2014年)	御嶽山噴火	税理士法改正法が成立 <mark>※</mark> 消費税8%に	
27年	北陸新幹線開業	- 相続税の税率引き上げ、基礎控除の引き下げ	
(2015年)	関東・東北豪雨	THINGS FOR THE EAST SERVED TO	
28年 (2016年)	マイナンバー制度スタート 	行政不服審査制度が改正。税理士を審理員に 登用へ <mark>※</mark>	
29年 (2017年)	天皇退位特例法が成立、平成31年4月末退位へ	税理士を活用する改正社会福祉法が施行※	
30年 (2018年)	改正民法成立(18歳成人) 西日本豪雨	国会議員政策担当秘書選考採用審査認定を受けることができる者に税理士が加わる。※	

※ 参考文献:日税政のあゆみ

# 各県税政連だより

# 茨城県税理士政治連盟

# <sub>幹事長</sub> 坂 場 信 夫

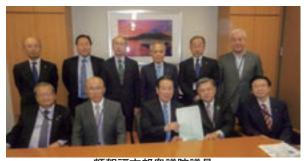
# 1. 陳情活動 (税制改正要望) での国会議員と の接触状況について

平成30年10月10日から11月10日を陳情期間として、 葉梨康弘衆議院議員(自民党・茨城県3区)、梶山 弘志衆議院議員(自民党・茨城県4区)、岡田広参 議院議員(自民党・茨城県)、藤田幸久参議院議員(国 民民主党・茨城県)の4議員については、地元事 務所において、茨税政の役員及び各後援会の役員 が「平成31年度税制改正要望」の陳情を行った。

- (1) 消費税における単一税率及び請求書等保存 方式の維持について
- (2) 所得控除の抜本的見直しについて
- (3) 償却資産に係る固定資産税の抜本的見直しについて

を重点要望項目とし、議員本人に直接陳情した。 さらに、10月30日衆参両議員会館(永田町) において田所嘉德衆議院議員(自民党・茨城県 1区)、額賀福志郎衆議院議員(自民党・茨城県 2区)の2議員についても、茨税政の役員及び 各後援会の役員が、議員本人に直接陳情した。

本人不在の議員に対しては、政策担当秘書に 陳情内容を説明し資料を渡した。



額賀福志郎衆議院議員



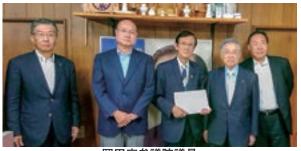
田所嘉德衆議院議員



葉梨康弘衆議院議員



梶山弘志衆議院議員



岡田広参議院議員



藤田幸久参議院議員

#### 2. 後援会活動

8月21日 「税理士による藤田幸久後援会」

定期総会・国政報告会

9月28日 「税理士による葉梨康弘後援会」 定期総会・国政報告会

9月28日 「税理士による額賀福志郎後援会」

定期総会・国政報告会

茨税政としては各後援会の協力を仰ぎ、税理 士会の要望実現のため陳情活動をこれまで以上 に行う方針である。



税理士による葉梨康弘後援会

#### 3. 県税政連の活動

平成30年10月4日に、茨城県産業会館(水戸市)において第2回幹事会を開催した。議題は、次のとおりである。

- (1) 陳情に関する日程等の確認
- (2) 日税政・関税政の活動報告について
- (3) 上月良祐後援会の設立について
- (4) その他

また、次年度の役員体制について、全員一致で承認可決された。

# 栃木県税理士政治連盟

# <sub>幹事長</sub> 小 池 英 之

# 陳情活動(税制改正要望)での国会議員との接触状況

平成30年10月30日、衆参両議員会館(永田町) において県選出国会議員9人に対して「平成31 年度税制改正要望」に関する国会陳情を行った。

上野通子参議院議員(自民党・栃木県)、高橋 克法参議院議員(自民党・栃木県)、渡辺美知太 郎参議院議員(無所属・比例代表)の3議員につ いては、最重要建議・要望項目である消費税における単一税率及び請求書等保存方式の維持、所得計算上の控除から基礎的な人的控除へのシフトと 基礎的な人的控除のあり方、償却資産に係る固定 資産税制度の抜本的見直しについて直接本人に陳 情した。

茂木敏充衆議院議員(自民党・栃木県5区) については政策担当秘書に同じく陳情内容を説明し資料を手交した。



上野通子参議院議員



高橋克法参議院議員



渡辺美知太郎参議院議員

# 2. 後援会活動

(1) 福田富一知事による県政報告会を開催



「税理士による福田とみかず後援会」は、8月

関

27日午後5時30分から、ホテルニューイタヤ(宇都宮市)において福田富一知事による県政報告会及び懇談会を開催した。8回目となる報告会には県内の全8支局から44人の会員が出席。

これからの県政についての講演を約1時間に わたりいただいた。

その後会場を移して開催された懇談会では、 知事は各テーブルを回って会員との親交を深め、 さらに身近な知事を感じる取ることができた。





(2)「税理士による高橋かつのり後援会」が設立



10月26日、ホテルニューイタヤ(宇都宮市)において、「税理士による高橋かつのり後援会」設立総会が開催された。

会員112人で組織され、当日は、高橋克法参議院議員(自民党・栃木県)、井部俊一関東信越税理士政治連盟会長、星野昌弘関東信越税理士会栃木県支部連合会会長を来賓に迎え、会員59人が出席した。

冒頭、大川芳宏栃木県税理士政治連盟会長の

経過報告に続き、長谷川薫発起人代表が設立趣 旨について説明した後、議案審議に移った。

後援会規約、役員選任、事業計画及び収支予 算のすべての議案が原案どおり満場一致で可決 承認された。

引き続き高橋議員を囲んで懇談会が開催され、 和やかなうちに閉会となった。

なお、会長には長谷川薫会員、幹事長には森 島才子会員が就任した。





# 群馬県税理士政治連盟

# 幹事長入 沢 紀 行

# 1. 陳情活動 (税制改正要望) での国会議員と の接触について

平成30年10月30日衆参両議院議員会館(永田町)において群税政役員で県選出国会議員に対し陳情活動を行った。陳情内容は、日本税理士会連合会の平成31年度最重要建議・要望項目である以下の3項目を中心に、多くの議員に理解を求めることができた。

(1) 消費税における単一税率及び請求書保存方式の維持

- (2) 所得税計算上の控除から基礎的な人的控除 へのシフトと基礎的な人的控除のあり方
- (3) 償却資産にかかる固定資産税制度の抜本的 見直し



井野俊郎衆議院議員



小渕優子衆議院議員

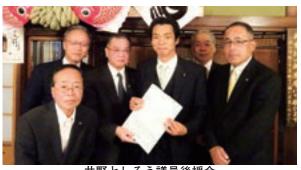


山本一太参議院議員

#### 2. 後援会活動

# 税理士による井野としろう後援会

平成30年11月1日、衆議院議員会館(永田町)において桐生支局・伊勢崎支局から29人参加のもと財務省主税局との勉強会を開催し、その後井野俊郎衆議院議員(自民党・群馬県2区)に対し税制改正要望の陳情を行った。



井野としろう議員後援会

# 税理士による福田達夫後援会

平成30年11月30日、後援会長事務所において 税制改正要望の陳情を行い、今後の後援会活動 について協議をした。

# 税理士による小渕優子後援会

平成30年10月28日、ホテルメトロポリタン高 崎(高崎市)において高崎支局・富岡支局・中 之条支局30人の参加により後援会総会及び国政 報告が行われ、小渕優子衆議院議員(自民党・ 群馬県5区)に対し税制改正要望の陳情をし、 要望項目に対する理解を求めた。



小渕優子議員後援会

# 税理士による山本一太後援会

平成30年8月28日、ホテルラシーネ新前橋(前橋市)において国政報告会を開催し、県下各支局から37人の出席のもと山本一太参議院議員(自民党・群馬県)から国政報告が行われ、その後活発な意見交換が行われた。



山本一太議員後援会

平成30年11月4日、高崎市民文化会館(高崎市) において山本一太政経セミナー&音楽ライブが 開催され、後援会長と群税政役員で参加した。

# 埼玉県税理士政治連盟

# 幹事長 秋 山 典

# 1. 平成31年度税制改正要望について陳情

埼玉県税理士政治連盟は、平成30年10月30日に 平成31年度税制改正要望について、大石敬会長、 岸生子副会長はじめ幹事長、副幹事長により国会 議員会館内の埼玉県選出の議員事務所を訪問して 日本税理士会連合会及び日本税理士政治連盟の税 制改正要望書を手交して陳情を行った。

国会議員本人と直接面会して説明をした議員 は以下のとおりである。

黄川田仁志 (自民党・衆議院埼玉3区)、大島敦 (国 民民主党・衆議院埼玉6区)、山口泰明(自民党・衆議 院埼玉10区)、野中厚(自民党・衆議院埼玉12区)、土 屋品子(自民党・衆議院埼玉13区)、岡本三成(公明 党・衆議院比例北関東)、小宮山泰子(国民民主党・ 衆議院比例北関東)、関口昌一(自民党·参議院埼玉県)、 西田実仁(公明党・参議院埼玉県)※いずれも敬称略



黄川田仁志衆議院議員



大島敦衆議院議員



山口泰明衆議院議員



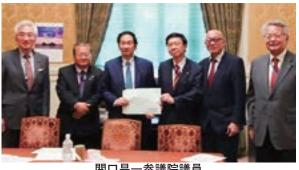
野中厚衆議院議員



土屋品子衆議院議員



岡本三成衆議院議員



関口昌一参議院議員



西田実仁参議院議員

# 2. 31年度税制改正大綱勉強会



説明を行う大石会長

平成30年12月21日埼玉県税理士会館(さいたま市)において、埼玉県の税理士会員の多くが参加して平成31年度税制改正大綱についての勉強会を開催した。

当日は大石会長から改正のポイント解説があり、村井英樹衆議院議員(自民党・埼玉県1区)、 矢倉克夫参議院議員(公明党・埼玉県)とパネルデスカッションが行われた。



村井英樹衆議院議員



矢倉克夫参議院議員



満席の勉強会会場

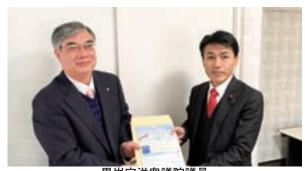
# 新潟県税理士政治連盟

# <sub>幹事長</sub> 古 川 和 夫

# 1. 平成31年度税制改正要望で陳情

自民党政務調査会の各部会が平成31年度税制 改正で大詰めを迎えた10月下旬から11月上旬にか け、新税政は帰省中の国会議員に対し一斉に陳情 を行った。特に今年は次の3点について重点的に 要望した。

- (1) 消費税制について単一税率制度を維持すべきであること
- (2) 給与所得控除や公的年金等控除など所得計 算上の控除から基礎的な人的控除へのシフト を検討すべきであること
- (3) 償却資産に係る固定資産税制度について申告期限を含め抜本的見直しをすべきであること



黒岩宇洋衆議院議員



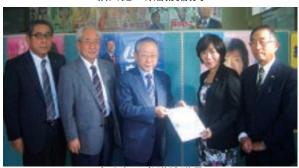
菊田真紀子衆議院議員



泉田裕彦衆議院議員



細田健一衆議院議員



森ゆう子参議院議員



塚田一郎参議院議員

# 2. 後援会の活動

国会議員を招いての国政報告会及び懇談会が次のとおり開催された。

# 10月13日 税理士による斎藤洋明後援会



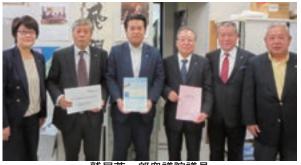
斎藤洋明衆議院議員

10月18日 税理士による石崎徹後援会



石﨑徹衆議院議員

11月22日 税理士による鷲尾英一郎後援会



鷲尾英一郎衆議院議員

# 長野県税理士政治連盟

# <sub>幹事長</sub> 横 沢 正

# 1. 陳情活動について

平成30年10月30日に行われた一斉陳情において、 長野県税理士政治連盟は、後援会のある4人の国 会議員のうち務台俊介衆議院議員(自民党・比例 北陸信越)、宮下一郎衆議院議員(自民党・長野 県5区)、羽田雄一郎参議院議員(国民民主党・ 長野県)と直接面会し、陳情(税制改正要望)を 行った。後藤茂之衆議院議員(自民党・長野県4区) については公務により不在のため、秘書に面会陳 情した。なお、先立つ平成30年10月16日にも後述 財務省との意見交換会の後に務台・後藤・宮下・ 羽田議員と面会陳情を行った。



宮下一郎衆議院議員



後藤茂之衆議院議員



務台俊介衆議院議員



羽田雄一郎参議院議員

#### 2. 後援会活動について

国政報告、税制改正要望など以下のとおり開催した。 8/25 税理士による務台俊介後援会(松本市) 9/9 税理士による後藤茂之後援会(諏訪市) 9/14 税理士による後藤茂之後援会(議員会館) 9/16 税理士による宮下一郎後援会 (伊那市) 11/7 税理士による若林健太後援会 (長野市)

# 3. 長野県税政連の活動について

- · 9/18 正副会長後援会長幹事長合同会議 (松本市)
- ・10/16 財務省主税局等との意見交換会

(議員会館)

9回目になる主税局との意見交換会では、今回事業承継税制、中小企業経営強化税制等に対する質疑要望もあったため、中小企業庁からもご出席いただいた。あるべき税制の姿を求めて、現場で起きている様々な問題の解決に向けて、お互いの立場から、真摯に活発な意見を交わすことができた。同日開催された懇親会には務台、後藤、宮下議員に加え、政策担当秘書選考採用審査認定に格段のお力添えをいただいた吉田博美参議院議員、若林健太自由民主党長野県第一選挙区支部長(現)、渡邉輝男日税政幹事長にご出席いただき大盛会であった。



主税局等との意見交換会



吉田博美参議院議員

・11/5 自民党長野県議団との懇談会

(長野県庁)

主として事業承継税制の特例措置の手続き規 定について懇談した。

- ・11/20 新入会員研修会(松本市)
- ·12/3 第一回広報委員会、正副会長正副幹事 長合同会議、推薦審査会 (松本市)

# 税制改正の一斉陳情

平成30年10月30日、衆参国会議員に対し、平 成31年度税制改正に関する一斉陳情を実施した。

当日は、陳情に先立ち、衆議院第二議員会館(永 田町)において、各県税政連会長・幹事長・副幹 事長他合同会議を開催。会長、正副幹事長を初め 22人が出席して、陳情に関する打合せ等を行った。

各国会議員に対しては、31項目の「平成31年 度税制改正に関する要望」について理解を求め た。さらに、最重点建議・要望事項として、① 消費税における単一税率及び請求書等保存方式 の維持、②所得税における基礎的な人的控除の あり方の見直し、③償却資産に係る固定資産税 制度の抜本的見直しの3項目を要望することを

申し合わせた。

会議終了後は、各県税政連に分かれ、衆参両 議院会館等を訪れ、各県選出関連国会議員延べ 75人に対して陳情を行い、要望項目の実現に向 け、理解を求めた。



平成31年1月10日、東京マリオットホテル(品 川区) において、日税連主催の賀詞交歓会が開催 された。日税政とともに関税政の役員も出席し、 国会議員等と情報交換や懇親を行った。これには、 与野党から56人(代理出席282人)の国会議員が 会場に駆け付け盛り上がった。関税政の6県の国 会議員も5人の参加があった。



上野宏史衆議院議員



渡辺美知太郎参議院議



関税政役員

# ·斉/地元 陳情活動 Photo 特集





小渕優子衆議院議員



黄川田仁志衆議員議員



山口泰明衆議院議員



小宮山泰子衆議院議員



笹川博義衆議院議員事務所



村井英樹衆議院議員



大島敦衆議院議員



土屋品子衆議院議員



鷲尾英一郎衆議院議員



泉田裕彦衆議院議員



斎藤洋明衆議院議員



細田健一衆議院議員



宮下一郎衆議院議員



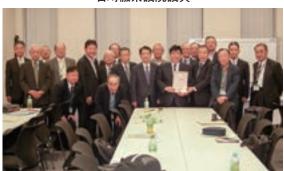
羽田雄一郎参議院議員



髙鳥修一衆議院議員



石﨑徹衆議院議員



後藤茂之衆議院議員



務台俊介衆議院議員



若林健太元参議院議員

# 後援会会長連絡会議を開催 <sub>後援会対策委員長</sub> 小 池 英 之



井部会長あいさつ

関税政は、平成30年10月3日午後2時から税 理士国保組合会館(さいたま市大宮区)におい て、後援会会長連絡会議を開催した。

関税政下の43後援会中25の後援会から会長・ 幹事長ら25人が出席し、関税政からは関東信越税 理士会法対策特別委員長を含め25人が出席した。

古川和夫副幹事長の司会で始まり、井部俊一 会長及び小林俊一関東信越税理士会法対策特別 委員会担当副会長からあいさつがあった。

会議は井部会長が議長となり進められ、はじめに出席した後接会代表者全員から後接会の近況報告と意見交換が行われた後、以下の3項目の説明が行われ、午後4時50分髙野善生副会長の閉会の言葉ですべての日程を終了した。

①「税理士による国会議員等後援会」の支援 に関する必要提出書類等及び後援会アンケート の結果報告について(小池英之後援会対策委員 長)、②平成31年度税制改正要望項目について (秋山典久政策委員長・渡邉輝男幹事長)、③効 果的な陳情方法について(新井正国対副委員長)



# 日税政。「税政連ニュース」配信希望者を募集

日本税理士政治連盟では、税制改正陳情の様子や議員との懇談会などをメールマガジン「日本税政連ニュース」として配信しております。配信希望の方は、日本税理士政治連盟ホームページの専用フォームにより必要事項を記入の上、配信登録を行ってください。

# ●配信日:不定期(お知らせ内容があるときに随時配信します)

※メールマガジンのバックナンバーは日本税理士政治連盟のホームページで閲覧可能です。 また、会報「日本税政連」のバックナンバーもHPにて閲覧可能です。

# 税理士による国会議員後援会名簿(新設)

国会議員名	選挙区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	設立年月日
高橋克法	参・栃木	自民党	長谷川 薫	森島 才子	Н30.10.26

# 関税政の動き

●10月3日 第4回正副会長・正副幹事長合同会議 (税理士国保組合会議室)

議題 地元・一斉陳情について

●10月3日 後援会会長連絡会議 (税理士国保組合会議室)

議題 後接会会長による近況報告と意見交換について

●10月30日 各県税政連会長・幹事長・副幹事 長他合同会議

(衆議院第2議員会館会議室) 議題 日税政の活動報告について

●12月20日 第1回正副幹事長会 (本会会議室)

議題 規約の見直しについて

●12月20日 第 1 回推薦審査会 (本会会議室)

議題 第25回参議院議員通常選挙の本連盟推薦 候補者について



●12月20日 第5回正副会長・正副幹事長合同会議 (本会会議室)

議題 一斉陳情の報告について

- ●平成31年 1 月10日 新年挨拶回り (議員会館)
- 1月10日 日税連賀詞交歓会 (東京マリオットホテル)
- 1月21日 第3回広報委員会 (本会会議室)

議題 会報第40号の編集・校正について



# 広報委員長 柳澤 彰

平成最後の陳情、成果は不完全燃焼に終わった感は 否めないと思う。さらに厳しい時代に向け、持続可能な社会実現のためにも税理士の存在感を発揮でき る活動に取り組む時代を迎えたと思う。

# 広報副委員長 入沢 紀行

平成という時代に幕が下りる。平成の30年間は、本号の『平成を振り返る』のページにもあるように激動の時代であった。自分自身にとっても20代、30代、40代と激変の時代であり、あっという間の30年間だった。

# 上 広報委員 加藤 信彦

平成を振り返りますと自分自身が体験した、東日本 大震災が最大の出来事ではなかったかと私は思い ます。あの揺れは怖かったです。ふと、この後記を 書く際に地震の年にも大震災について編集後記を 書いたなと思い出しました。

# \_ 広報委員 \_\_\_\_\_\_ 青柳 \_\_\_ 孝

編集会議が行われたビルから見えた、日光連山・ 赤城・榛名・浅間の山々。そして富士山。それぞれの場所でふるさとの山と仰ぐその姿を、離れた ところで見るのもいいものでした。こういうとき には冬の澄んだ空に感謝したい気持ちです。

# 広報委員 小板橋敬之

今年は改元、消費税10%そして選挙と税理士・ 税政連を取り巻く環境はめまぐるしく変化しそう ですが、個人的にはぜひ穏やかな一年になっても らえたらと思います。花粉の飛散も控えめになっ てほしいです…。

# -広報委員------島﨑--己作---

税制改正要望の陳情で、重要な季節の秋が終わりました。これからは本業の繁忙期です。寒さにも負けず、乾燥にも負けず、インフルにも、花粉にも負けず、いつも静かに笑って過ごしたい。そんな私です。

# \_広報委員 田中 操

私の所属している巻支局地区において1月26日に後援会第1回定期総会・国政報告会が開催される。皆様が頑張って地元や一斉陳情した税制改正に関する最重点要望項目陳情の成果は、厳しい結果になりそうで、更なる奮闘を開始します。

# 広報委員 依田 央雄

最近1才半の孫を時々預かるようになった。会うたびに成長し変わっていくのが、楽しみである。この感動は、自分の子育て中にもあったと思うが、昔のことなので忘れていた。かわいい孫のためにも、住みよい社会にしたいと思う。

# 悩んでいませんか?! 退職金対策

そんなときは ぜいたいきょうが

関与先に 退職金制度を 勧めたい・・・



安心できる 退職金制度が あれば・・・

# 般社団法人ぜいたいきょう

従業員のための特定退職年金共済制度

関与先の 皆様も

加入できます

えっ?複利で 2%!?

• • •



未満まで

OK!

# ひとり1件紹介キャンペー

関与先・税理士会員をご紹介いただい

た場合、諸経費をお支払いいたします 例) 関与先をご紹介いただいた場合、

> 新規加入事業所 1件につき 20,000 円+消費税

> 被共済者 1名につき 5,000円+消費税

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がご ざいます。詳しくはぜいたいきょう事務局まで。

# ご加入いただける方

①税理士会会員(税理士法人含む)

②税理士会及び税理士関連組織(賛助会員)

③関与先等(賛助会員)

# 制度の特徴

- ●月額 3,000 円から、確かな保証!
- ●掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
- ●制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。 ただし、満60歳未満の方まで可。
- ※掛金については、「退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。 お手元にない場合はぜいたいきょう事務局までご請求ください。
- ●退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
- ●退職年金は、退職後(受給要件を満たした場合)10年間に わたって職員にお支払いいたします。
- ★充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰 金をご用意)

※掛金の費用負担は ございません。

共済契約者 被共済者 20,000円 10,000円 結婚祝金 出産祝金 10,000円 死亡弔慰金 50,000円 30,000円

# 退職―時金及び遺族―時金の給付例 単位円

口数	10 口 (10,000円) の場合		
加入期間	基本退職 年金月額	基本退職 一時金	基本遺族 一時金
1年		<b>117,700</b> 掛金 120,000	<b>157,700</b> 掛金 120,000
5 年		<b>612,300</b> 掛金 600,000	<b>692,300</b> 掛金 600,000
10年	11,820	<b>1,288,300</b> 掛金 1,200,000	<b>1,388,300</b> 掛金 1,200,000
15 年	18,670	<b>2,034,700</b> 掛金 1,800,000	<b>2,134,700</b> 掛金 1,800,000
20年	26,240	<b>2,858,800</b> 掛金 2,400,000	<b>2,958,800</b> 掛金 2,400,000
25年	34,590	<b>3,768,600</b> 掛金 3,000,000	<b>3,868,600</b> 掛金 3,000,000
30年	43,810	<b>4,773,100</b> 掛金 3,600,000	<b>4,873,100</b> 掛金 3,600,000
35年	53,990	<b>5,882,200</b> 掛金 4,200,000	<b>5,982,200</b> 掛金 4,200,000
40年	65,230	<b>7,106,700</b> 掛金 4,800,000	<b>7,206,700</b> 掛金 4,800,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ごとに結付額の見直したいたします。 ※1 ロ 1,000 円のうち、運営事務費は30円です。 ※基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乗せ金額に対する掛金の費用負担はございません。

# 税退共 一般社団法人十十

制度の詳細はホームページをご覧ください http://www.zeitaikyo.com ぜいたいきょう 検索

# まんがで分かりやすく解説しています!

〒330-0846 さいたま市大宮区大門町 2-88 大野ビル 6 階 Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。 1983 年(昭和 58 年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

# 税理士協同組合の

# 税理士顧問料の集金は

税理土顧問料の集金は『口座振替』が便利です。 ニーズに合わせて選べる2タイプ

e-NET の集金支援 システム特許取得 <特許第 5117097 号>



資料請求はこちら



入金管理も楽々

報酬自動支払制度 □ ♀ 検索

# My 集金NET 関与先様の集金は

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

ご紹介謝礼として税理士先生へご利用成約1関与先につき 30,000 円お支払いします。

- ●アパート・マンションの家賃、管理費
- ●駐車場利用料 ●貸しビルテナント料
- ●塾・音楽教室など各種月謝
- ●新聞や雑誌の定期購読料や不定期な集金業務を1件からサポートします。



報酬自動支払制度・My集金NETのお問い合わせは 0120-155-551

# 研修事業のご案内

- ●日本税理士協同組合連合会様との共催研修(年10 回開催)や当社主催の税理士先生、職員様向け研 修も開催しております。
- ●著名講師による相続・資産税・法人税・国際税務・ NPO 公益法人税務等、幅広いテーマを取扱い。
- ●インターネット (ライブ配信、オンデマンド配信) でのご受講も可能です。 ※一部対象外あり。

詳細・お申込みはHPをご覧ください。

日税 研修



# 日税ジャーナルオンライン

知りたい情報はココにあります!

日税ジャーナルオンラインは、日税グループが 提供する税理士事務所のための情報ポータルサイト です。最新の税務ニュースやお役立ちワンポイント 講座など、様々なコンテンツをご用意しております。 是非ご覧ください! スマホでも

読みやすい!

|日税 ジャーナルオンライン|| ○ 検索



研修事業・日税ジャーナルオンラインについてのお問い合わせは **TEL 03-3340-4488** 



**数日科ビジネスサービ** 



# 税理士職業賠償責任保険 加入者の皆様へ

33

# ||約更新案内を|

発送時期は、保険料支払方法により左記のとおりです。 契約更新のご案内は、特定記録郵便でお届けします。

座 振 替

4月上旬発送

現金払込(郵便振替) 5月中旬発送

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

新規加入の募集は、6月から開始します。

●お問合せ先● (株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階 電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

ホームページ ぜいばいほけん 検索、ト





# 税理士どうしの助け合い 心と心の寄り添い それが にちぜいきょうさい

昭和 28 年に西日本を襲った大水害、

被災した税理士の仲間を助けるべく立ち上がった「助け合いの精神」は、 66年前の創立以来、弊会独自の「災害見舞金」制度と 「会務従事者見舞金支援」制度として

「にちぜいきょうさい」に引き継がれています。

これら見舞金制度を支えるのは、弊会ご案内の各制度にご加入の、 お一人おひとりにご負担いただいている制度運営費です。

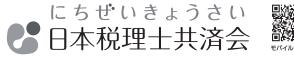
一人ひとりのやさしい心の寄り添いが、

ご自身の、そして仲間の万一の際の大きな助け合いにつながります。 心と心の寄り添い、それが「にちぜいきょうさい」です。 ぜひとも皆様のご加入を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 石丸 修太郎 (北海道税理士会 顧問)

税理士はもちろん 税理士はもちろん 税理士と配偶者 税理士と配偶者が 職員の方でも 職員の方でも そしてそれぞれの 一緒に加入する 自分で加入できる 親のための 自分で始められる 夫婦の 生命保障制度 年金積立制度 介護保障制度 生命保障制度 団体 税理士 おしどり 個人年金 介護保障 団体保障 保障 旧個人年金保険料控除適用 要介護 2 以上で給付

日本税理士共済会の創立記念日 10月26日は「税理士相互扶助の日」として記念日登録されています。



〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F 電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323 e-mail jim@zeirishikyosai.com ホームページはこちら→ http://www.zeirishikyosai.com

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

# 関東信越税理士協同組合連合会事業のご案内

当連合会は、各県税理士協同組合及び組合員(以下「所属員」という。)の相互扶助の精神に基づき、共同事業を行い、所属員の自主的な経済活動を促進し、経済的地位の向上を図ることを目的として、中小企業等協同組合法に基づき設立し運営されています。

主な事業活動は次のとおりです。他にも各県税理士協同組合では、それぞれ特色ある事業を活発に推進しておりますので是非ご利用ください。

#### ◆購買及び斡旋事業

税理士報酬領収書の販売、図書(路線価図他)の注文及び販売、税理士専用カード、 税理士報酬自動支払制度、機密書類リサイクルボックスの斡旋

#### ◆教育情報事業

セミナーの企画・開催

# ◆福祉共済事業

グループ保険共済制度(本連合会独自の団体定期保険)、退職金共済制度、ぜいりし年金制度 関東信越税協連企業年金基金

#### ◆福利厚生事業

あんしん財団事業(事業総合傷害保険、労働災害防止、福利厚生) 中小企業退職金共済制度、結婚紹介サービス、ゴルフ場提携利用(特約企業提携料金)

#### ◆広報事業

会報「関東信越税理士界」の『関税協のページ』に活動状況、事業概要等の情報を掲載 ホームページによるタイムリーな情報の提供

#### ◆全国税理士共栄会関東信越地区会事業

全税共「VIP 大型総合保障制度」「全税共年金制度」の推進

# ◆関東信越税協連共済会事業

総合事業保障プラン、税理士向け報酬自動振替システム、関与先向け集金代行サービス M&Aの仲介

# お問い合わせ 関東信越税理士協同組合連合会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 4-333-13 OLSビル 14階 電話 048-650-0333 FAX048-650-0335 http://www.kanzeikyo.or.jp/